第４回明石市市民参画推進会議　議事概要

日時：2022 年 11 月 22 日（火）13:30～15:30
場所：明石市立市民会館 第３・４会議室

１　開会

２　議事

（１）前回会議までの主な意見

（田端会長）

前回の会議では「平成 28 年度以降の市民参画手続の実施状況」について、過去の答申内容が現状ではどうなっているのか、どこまで実現できたのかという議論や、また、委員それぞれの活動の分野において、感じておられることもご意見をいただいた。

（事務局　和気係長）

※資料１に基づき、説明

（田端会長）

最終的な答申書もこのような形式になると思うので、修正すべき点や、もう少し丁寧に議論すべき点などについて意見を賜り、それを踏まえて議論を深めていきたい。皆さんの意見をまとめていただいたので、一人ひとり意見を聞くのがいいかと思う。なるべく多くの方のご意見を賜りたい。

（藤本委員）

明石の連合まちづくり協議会について、説明させていただく。明石市連合まちづくり協議会は、明石市内 28 小学校区ごとにある校区まちづくり協議会で構成している。校区まちづくり協議会の構成団体は、主に連合自治会、連合高年クラブ、小学校・幼稚園の PTA、子育て学習室、民生児童委員、防犯協会、商店街組合、スポーツクラブ 21、青少年補導委員会、消防団、地区社会福祉協議会、地域内の介護施設など。その他、地域の課題や地域づくりに対応できる地域内の NPO や事業所が参画している。私は積極的に各団体の会議に参加し、個々の相談にも乗っている。

パブリックコメントや意見交換会への参加者が少ないため、市民の意見が十分に反映されていないのではないかとの声もあるが、現場の感覚では、それぞれのまちづくり協議会内でテーマの大小問わず、協議できていると感じる。特にジェンダー平等については、我々は以前から老若男女問わず対話を実践している。私は、市民の代表として、各組織で話し合いができており、市民の意見は十分反映されていると思っている。

（田端会長）
特に市民意見の反映という部分について、地域の実情を説明いただいた。多様な団体で構成されている組織の中で、それぞれの意見を市民意見として、反映させているということだった。

（堂本委員）
明石市消費者協会会長という肩書きで参加しているが、元々消費者活動は女性が中心だった。最近では、男性会員は全体の４分の１から５分の１ぐらいである。
また、まちづくり協議会にも参加しており、最近気になることが２つあった。
１つ目は、グラウンドゴルフ大会を実施したときのことである。この大会では３人でチームを組むが、昨年も一昨年も、上位１～３位は男性のチームだったため、１～３位を１回取ったチームは遠慮してもらおうという話が出ていた。自分は、そこでどのチームにも最低１人は女性を入れることを提案した。すると皆さんから拍手をいただき、「いいことだ」「気が付かなかった」「悪かったな」と声があがった。結果どのチームにも１人は女性が入ることになり、大会は和やかに進んだ。
２つ目は、まちづくり協議会の部会での話である。ある部会の部会長が引退する際に、次期部会長を探すことになった。部会の中に適任と感じる女性がいたので、私は「あなたなら部会長ができると思うから、やってくれないか？」と交渉した。しかし、「副部会長ならやるが、部会長は絶対嫌だ」と、どうしても引き受けてくれなかった。結局、部会長と副部会長どちらも男性になった。女性が積極的に活動するというテーマでは、地域が一番遅れていると感じた。女性も考えを深め、「やれるなら頑張ってみようか」というマインドになっていくことが必要と改めて思った。

（田端会長）
女性比率については既に答申をしたように、４割という目標を掲げている。ただし、まだ地域では認識が遅れているということで、グラウンドゴルフのチームなどの話をしていただいた。審議会等の女性委員比率の引き上げは、地域に対する影響もあるだろうし、地域への啓発を進めていく一つの鍵になると思っている。

（大黒委員）
この会議は大学の先生の紹介で参加をしており、先月のパブリックコメントの際に大学や高校の学友に何か意見を聞こうと思い、この会議の話をしたが、そもそも「そんな会議があることを知らない」というリアクションが多かった。
自分自身も参加するまでは、こういった会議が行われていること自体知らなかった。若い世代にもっと知ってもらうためには、前回会議の資料にもあるように、SNS などを使った発信をしてもいいのではないかと思う。今の若者は SNS を多く使っているので、そういった手

法で広報活動を活発にすることで、若い世代の意見を取り入れることができると思う。
　もう一つ、大学の先生と話している際に出た意見だが、やはり資料の量が多い気がしている。また、ホームページから資料を探すのにとても時間がかかる。ホームページの整理ができると良いと思う。

（田端会長）
　市民から意見をいただくにあたって、まずは市民への情報の伝え方についてお話しいただいた。SNS など若い世代に合ったチャンネルを使わなければ、なかなか意見が出ないのではないかというご意見であった。
　また、ホームページ等の整備についてのご意見もあった。いわゆるアーカイブのあり方の重要性についてである。市民が意見を出すにあたって行政資料を探そうと思っても、あまり整理されていないため、会議の参加者でもなければ資料を見つけるまで時間がかかってしまう現状があり、改善しなければ市民意見がなかなか得られないのではないかというお話であった。

（飯塚委員）
　私も大学の頃から明石市とのつながりがある。５、６年前にユニバーサルモニターという形でお声かけいただき、それが明石市の審議会等に初めての出席だった。
　例えば、インクルーシブ条例においても、当事者が何に困っているのか、どこに課題があるのかを拾い上げるため、検討段階で市職員も含めたワークショップ形式を採られていて、とても感心した記憶がある。問題点や課題を修正できる段階で、様々な方法で、意見を聞く必要があると思う。
　また、地域については江井島のまちづくり協議会から声をかけていただいて、車いす体験のサポートなどで協力している。地域を問わず、声をかけていただけたらどこにでも行くので、参加や皆様への協力ができると思っている。

（田端会長）
　審議会等委員の選任に関する話であった。市は審議会等だけでなく、ワークショップなどに当事者の方を呼んで、課題に関わる方々からの幅広い意見を吸い上げようとしており、このあたりを評価いただいたと認識している。加えて審議会等委員の選任においても、多様な方々の参加を求めていきたいということである。

（小田委員）
　私は市民公募で申し込み、この会議に参加している。
　私は、地域のまちづくり協議会の立ち上げの際に、明石に住む一市民として参加したいと思い、事務局員として携わった。それまでは市政の内容には興味がなく、行政のことを深く

考えることはなかったが、校区まちづくり協議会の立ち上げに携わったことにより、行政が様々なことをしているということに気づかせてもらった。

地域における男女比についてだが、７～８年前は私が属する校区まちづくり協議会も男性が多かったが、今は女性がすごく増えてきている。地域性もあると思うが、駅前のため働く女性が多く、個として意見を持っていて、社会性に長けている方が多く、会議の中でも積極的に発言をされている。そういった方たちが今もまちづくり協議会のメンバーとして活動している。

今回はもっとまちづくりを学びたいと思って応募したが、資料が膨大な量で、正直読みきれていない。本日の資料は、ジャンル別にまとめられており、理解しやすい。また、パブリックコメントなど色々なカタカナ用語が多いと、ついていけない時がある。

皆さんのご意見を聞くことで、自分たちの地域でだけではわからなかった課題や校区のことを知ることができ、それを自分の地域に反映できると思う。

（田端会長）

情報の横展開という言い方もするが、要は今得られた情報を、自分の地域で伝えていくということだと思う。今までであれば、市役所があり、その下に地域があり、上から下に波及させていく形であったものが、現在は横展開がされている。

（小田委員）

まさに堂本委員のグラウンドゴルフのチーム分けのお話を聞き、自分の地域でも使えると思った。まちづくり協議会同士の横展開の情報共有だと思った。

また、まちづくり協議会の理事会には必ず市の職員が同席され、他の地域の事例を紹介してもらうなどアドバイスをいただけるので、参考にしている。

（田端会長）

そういったことも含めた参画のあり方の多様化というか、情報チャンネルの多様化が進んでいるのだと思う。

（松本委員）

まず、今何を審議しているのかがさっぱりわからない。それぞれ委員の属性に関わる意見を会長がヒアリングしているようなものである。何回も言っているが、この審議会等の任務は過去２回の推進会議にて答申された問題提起について、適切に履行されているかを検証することである。せっかく事務局が整理し、資料を出したのに、棚上げ状態になっている。議事の運営について甚だ遺憾に思う。

また、前回、今日の会議までの間が２か月半と長すぎるので、その間にきちんと会を開いて議論をすべきだという提案をしたが、それについては返事がないまま今日に至っている。

本日の会議の前に、事務局から整理した文書「資料１」が出てきたが、事前質問書の答えになっていないので、再質問書を事務局に提出した次第である。

市民参画推進会議の議論の焦点は、いかにして市民の意見を市政に反映していくかという市民参画の定義の部分である。まちづくり協議会への参加は、協働のまちづくりのことであり、市政に参画する意味合いでの参加とは、質が異なる。市民参画推進条例で大切なことは自治基本条例における「市民の行政への参画」であり、そのための前提条件として必要なのは「情報の公開」ではなく「情報の共有」である。

本日の会議へ向けて提出している資料の説明をしてよろしいか。

（田端会長）

全員の意見を聞く必要があるため簡潔に説明願う。

協働は参画と異なると言われたが、私は協働なくして参画なし、参画なくして協働なしという考え方であり、参画と協働は切っても切り離せないものだと思っている。本日例えば、藤本委員や堂本委員からいただいたご意見は協働の現場で出る話かもしれないが、そういったものが参画の一角を占めていると思っている。松本委員は情報共有ともおっしゃったが、市民参画条例は手続条例であるので、大黒委員からはパブリックコメントの情報発信の方法についてもご意見をいただけた。

（松本委員）

参画と協働の関係については、やや異なる意見はあるが、またの機会にしたい。本題に入る。

まず資料１では７つに整理していただいている。左端の「これまでの答申」については、特に平成 28 年答申で、これからの市民参画のあり方について推進会議が提起した様々な問題点と課題を記載している。提起から６年経っており、提起されたことにどのように対応できているかの検証なくして、前へ進めない。これまでの推進会議の努力は尊重すべきと思う。

「市民参画手続の実施判断について」に関しては、審議会等に市民参画手続を諮って決定をしたケースがあったかどうかについてである。これについては、第３回会議でパブコメ以外の市民参画手続で実施したものを把握していると事務局が答えた。把握されているのであれば、どのような市民参画手続が行われたのかという質問をしたが、資料１ではすれ違った説明しかない。

もう１点はアンケート調査についてである。アンケート調査は、市民参画条例上例示されている市民参画手続には含まれていない。アンケート調査によって様々な市民の意見を把握することは大事であると認識している。しかし、アンケート調査を市民参画手続として認めるのであれば、条例中に明記すべきではないか。そうでないと条例で定めた市民参画手続と違う手続でやっていることになる。これは、条例改正の提案に該当する部分になる。今後検討する中で、アンケートのような意向調査手続を条例に位置づけることを議題の一つに挙げ

ていただきたい。

次に「市民意見の反映について」だが、当然ながらこれがボリューム的にも一番多い。これまでの答申では、「定められた手続を踏みさえすればよしとするようなケースが見受けられるなど、高い実施率の反面、条例の趣旨が反映されていない懸念もある」とされている。これについて、計画や条例案が出来上がってしまってから、パブリックコメントを実施することに大きな問題があるのではないかと考える。意見交換会やパブリックコメントが多くの市民の参画を得て実施されたかどうかについても検証が必要である。それから、より適切な時期に適切な方法で市民意見を十分反映する時間を取った段階で実施しないと、簡単な字句修正のみにとどまってしまい、基本的な部分が修正できなくなってしまった段階では、市民参画にならないのではないか。なぜなら、市民の参画というのは計画段階から関わるということである。計画がほぼ固まってから参画するのではなくて、その素案をつくるプロセスの中で、市民がどれだけ関わっているかということが問われる。現在の取組状況では、ある程度の素案ができた段階でやるのが一般的で、その段階でないと意見の提出が難しいのではないかというのは、かなり暴論ではないか。むしろ、まとめる前にいろいろな意見を聞き、もちろん、まとまった後も意見を聞く。この二つのステップがないと、本当の意味での市民参画が行われたとは言い難い。

それから、別紙「計画の策定までの流れ（ＳＤＧｓ推進計画）」についてである。これは前回の会議で私が、この計画の立案過程における市民参画が非常に杜撰ではなかったかと説明をした。この計画は自治基本条例ができて初めてつくる総合計画である。市民参画、情報の共有や協働のまちづくりが、自治基本条例すなわち市長が言う「明石市の憲法」に基づいて行わなければならないというように10年前に変わった。そうであれば、その枠組の中でつくる総合計画は、これまでより丁寧な市民参画手続を行わなければ、自治基本条例違反になる。ところが、過去には３年程度かけて検討したものもある中で、今回はコロナ前のスケジュールでも２年間という駆け足でつくる計画だった。しかもコロナ禍になってから、いわば中抜きでいきなり事務局から素案や骨子が出てくる形で進められてきた。

このような計画の策定の流れを踏まえると、これが本当に市民参画条例に基づいているかどうか精査すべきであると思っている。根本的にこの計画づくりは市民参画条例に反しているということではないか。計画はすでにできてしまっているが、今後のために、条例または条例に附随する文書で、この推進会議が歯止めや手だてについて提案をし、明記する必要がある。このような市民参画手続が杜撰な計画づくりが二度と行われないようにすることが、非常に大事ではないか。ぜひとも、何らかの具体的な形として示していただきたい。総合計画は、自治基本条例で条文を設けている基本中の基本の計画である。その計画作りに市民参画手続を担保することは本当に大事なことだと思っている。

その次だが、資料１の１ページ目下段に「市民意見の成果事例を、無理のない範囲で市の広報やSNSなど何らかの手段で発信していってもいいのではないか」という意見に対して、具体的にどうするのかは今後の課題になっている。ならば、具体的にどうすべきかを提案す

るのが、この会議に課せられた任務ではないか。つまり、これまでの市民参画手続の記録などを参考にして、妥当性や不足点について検証しなければいけないのではないか。また、パブリックコメントなどの市民意見を参考にして政策や計画を変更した事例があれば、具体的に示してほしいという点について、修正の大半は用語、文言の修正にとどまっている。あるいは項目等についても少しの修正追加に終わっている。

そういう意味では、市民の意見を参考にして、新たな課題を追加したり、別の解決策を取り入れたりした事例は、おそらくないと思う。なぜ市民の意見を反映して、根本的な修正を行えないのかということの原因を究明する必要がある。もっと早い修正可能な段階で市民の意見を聞く手続を行うことしかないはずだ。後から検討する時間が残されておらず、また枠組みが固まってしまってから、市民から意見を聞いても変えようがない、市民も賢いから、出した意見がそのまま闇に葬られるのがわかっていては、本気で出そうとしないだろう。そういった意味で、非常に大事な部分だと認識いただきたい。

次に、旧優生保護法の被害者救済条例や工場緑地規制の緩和に関する条例についてである。この二つの条例について、この２件については、市はパブリックコメントの結果を全部公開した。パブリックコメントに対する市民のモチベーションを高めた事例と言える。こういったことが非常に大事ではないかという提案と指摘をしているが、市の見解は「意見数については政策等により差が大きいことから意見数を指標とすることは難しい」という、数はどうでもよく、それにこだわらないという言い方をし、意見数の少ないことを正当化しようとしている。そうではないだろう。実際、パブコメに対する意見の数、あるいは意見交換会の参加者の人数は厳然たる事実として記録として残っている。その人数や件数が妥当かどうかを一つひとつきちんと検証するべきだ。意見数を指標とすることが難しいと言っていたのでは、前に進まないのではないか。非常に膨大な資料ではあるが、資料を読み解いてこういった検証作業を行い、是正を求めることがこの審議会の任務だということをこれまでも言ってきたし、本日も言いたい。

それから、説明会や意見交換会についてである。広く一般市民を対象にした説明会や意見交換会が、条例上の市民参画手続とされている。これに対して、関係団体や関連組織、様々な当事者と市が話し合って、条例上の市民参画手続に代えてきたという話が多く出てくる。当事者や関係団体と意見交換をすることは非常に大事である。行わなければならない。そういう意味では、当事者や関係団体との意見交換についても、市民参画手続として条例に位置づけるべきである。そのためには、条例 14 条に規定する意見交換会を、意見交換手続に改めて、その手法として、公募による意見交換と個別の団体との意見交換の二つがあることを明記する。個別の団体との意見交換をしたから、一般的な公募による意見交換の場は不要だとすると、歪んでしまう。だからあくまでも一般の市民が誰でも参加できる場での説明会が原則である。それにプラスして、個別団体との意見交換を併用していく組み立ての条例にすべきではないかと具体的に提案をしている。ここの部分は具体的な条例改正の提案である。

次に、市民参画手続の実施主体に市議会が含まれていないことについてである。これは極

めて重要なことで、元々市議会は自治基本条例の範囲外ではない。自治基本条例には市議会の責務が明記されている。そのうえで自治基本条例では、市民参画、情報共有、協働のまちづくりなどが定められている。その具体的な手続として、市民参画条例や協働のまちづくり条例がある。市民参画条例は市議会を対象にしていない。これが大きな欠陥であることが昨年の工場緑地に関する条例で明確になった。市長は、自治基本条例は明石市の憲法であり、それに基づく市民参画条例も、全て市議会も含めてやらなくてはならないと言っている。事務局からの説明によると、市民参画条例検討委員会報告で、市議会が市民から意見を聞く仕組みは市議会が考えていくもので、市議会活動は市民参画条例の対象としないとした決定の経緯からすると、基本的には市議会自身が議会基本条例で決めるものと考えるということだが、この認識は全くの間違いだ。

自治基本条例に市議会も含めて、義務付けているというのはなぜか。少なくとも市民参画条例より、自治基本条例は上位にある。だから私達は 2010 年の秋に市民参画条例の検討委員会が開かれて、たった２ヶ月で５回ほどの会議を開いて決めてしまったときに、中身があまりにも杜撰であり、もっと慎重に審議してほしいと要望書を出した。議会にも条例案に対して請願書を出した経緯がある。

その後、これまではあまり実害はなかった。議会もそれほど頑なにならずにうまくやってきた。ところが昨年の工場緑地の緩和条例のときに、それが顕在化した。議会多数派は「議会は縛られてないのだから、市民参画手続はいらない」と開き直った。市長は、それはおかしいと憲法違反や自治基本条例違反と言って県に申し立てもした。このような経過を考えると、その直後に開かれているこの市民参画推進会議は、どうしてもこの改正提案を回避できないと思う。条例案が議会で可決されるか否決されるかは別の話だ。しかし、議会の決定の是非に関わらず、市民参画条例に市議会が含まれていないのは欠陥だから、これを是正することが必要である。

さらに、市民参画に関わる職員の意識改革等である。市職員の意識改革に関しては、十分に行われているとは思えない。それから、審議会等の委員に関しては、無作為抽出による選任の導入も検討すべきではないか。この会議ですぐに決定できないとしても、課題として、検討を進めなければいけない。全国的には既に数百の自治体でこれが検討されて、実施されている自治体もたくさんある。裁判員制度は、まさしく無作為抽出によるものであり、長年の実績がある。裁判員制度は成果を上げており、国民の裁判に対する関心も高まってきている。前向きに検討するスタンスが大切ではないか。

また、傍聴者の問題については、今必ずしも全員の傍聴者の発言時間をつくれとは言わない。しかし、少なくともマニュアルに書いてあるというだけで済ませてはいけない。傍聴者がただ聞くだけで帰るのではなく、自分の意思も何らかの形で反映していく仕組みが必要である。もちろん自発的に意見書を出すことは可能だが、なかなか一般市民がそこまではやりにくい。せめてアンケート用紙ぐらい配って、まずは意見を求め、あるいは次回への提案を求めることぐらいは、すべての審議会等でやるべきだろう。審議会等の時間内に発言するか

どうかについては様々なケースがあり、必要に応じて前向きに検討することが大事だというぐらいのマニュアルを作ってもらいたい。

（田端会長）

松本委員の意見として大きく分けると、まず、市民参画手続は計画等の策定段階から行われるべきだということである。市民参画条例においては、例えば審議会等における公募委員などによる担保はあるものの、それだけでは不十分という意見だと思う。

もう一つは、市民参画の方法について情報の共有が必要だということ。市民参画の方法についての意見があって、当事者意見交換をいわゆる市民意見交換の代替として扱うのではなく、公募による意見交換と両立させてはどうかということである。

それから、市議会の問題である。私はこの審議会等は行政の附属機関としての審議会等だと思っているので、条例についての過不足を指摘することは当然だが、議会を議題にすることの妥当性についてはまだ判断できていない。

それ以外の点を検証するにあたって、実際に市民参画がどの程度あったのかを可能な限り数字で示すべきという意見については、私も同感である。

（正木委員）

資料１を読んで、補足する意見を１点申し上げたい。審議会等における市民参画のあり方についてである。審議会等にも市民参画が必要だということで、その手法として多様な人材を審議会等に送ることについて議論された。すなわち、各界の代表者等を送り込んでいくなどの方法で、構成委員を多様なところから求め、審議会等の市民参画を進めていくということである。

一方で、多様な人材を集めて審議会等委員を構成することは、専門的な委員がいない会議も発生するということでもある。そのような状況で、市民感覚を大切にしながら議論をしていくためにはどうすればいいのかを考える必要がある。例えば、資料に難しい内容が書いてあると、一般市民はなかなか理解できず、意見が言いにくい。したがって、審議会等において、資料は簡潔に、分かりやすいものにしていく必要がある。そして、多くの審議会等の委員が意見を言いやすい環境を整えることが重要になってくる。

（田端会長）

先ほどは触れなかったが、松本委員から審議会等の構成のことで、無作為抽出による市民の選任を導入すべきではないかという話があった。私自身、他の自治体で事業仕分けに近いことを審議するための無作為抽出型の委員会に参加したことがある。市民感覚を反映させるためには、参加するだけでなく、各委員がテーマについてある程度理解しておく必要がある。そのためにかなりの時間をかけて委員にきちんと説明をされていた。また、相当にかみ砕いた内容の資料を作成していた。その上で私達のような専門委員がそれを解説していた。

そういう意味で、審議会等に多様な方が入られ、市民感覚を汲み取る方法について、今ご指摘いただいた。

（弘本副会長）

協働のまちづくりの現場で中心的な方々と行政はかなり情報共有されていて、信頼関係も築かれてきている。それに比べると、この市民参画推進会議は、そういう信頼関係の構築をしてこなかったところがあると思う。それが欠けているために、まず不信感から入ってしまう議論になりがちである。行政とその市民との関係性の持ち方が協働のまちづくりと市民参画推進会議の間でずいぶんと質が違ったために、議論もなかなか噛み合いにくくなってしまったと感じている。

市民参画の会議の運営のあり方等をこれから見直し、対立関係でお互いの腹を探り合わざるを得ないところに追い込まれていくのではなく、少しずつでも参画の度合いを高めていくためには何をしなければいけないかということについて、共に知恵を出し合っていくというプロセスを踏んでいける場として、この会議を運営していく必要があると思う。

それから情報の共有ということに関しては、社会環境もどんどん変化していっている。例えば、総合計画についての議論が足りなかったのではないかという指摘もあったが、コロナ禍において、行政も相当戸惑ったと思うし、市民に対する向き合い方にも温度差がある。そのような状況の中で、解決策の方向性を今後考えていくためにも、どのような市民参画の手法をとるべきか社会の変化とともにアップデートしていかなければならないということを、今回苦い思いとともに突き付けられたのだと思う。そうすると、やはり、定期的に勉強会を持つということも大事なことであり、お互いに勉強し、会議のあり方を考えていかなければならない。

社会環境の変化でいうと、オンライン、リモートの活用は進んできている。女性の大半が働くようになってきている中で、テクノロジーを使えば参画できるのに、活用できていないために参画できない状態は良くない。社会環境や生活環境の変化などに応じて最も適した参画手法の開拓を、明石市でも進めていくべきだと感じた。

（田端会長）

協働と参画は不可分であり、いわば両輪というイメージで、ゆったりと接近しつつあるということだと思う。協働のあり方が、行政と市民だけでなく、市民同士の協働や参画が増えてきている。さらに横の展開が加わっている。そのような変化を受けて、市民参画条例そのものの見直しという議論も当然出てくるだろう。

例えば、参画のあり方、例えばリモートを使った様々な意見聴取をどうやって運用していくのか、当事者の参加をもう少ししっかり位置づけてはどうかという意見が、弘本副会長からあった。

さらに市民参画手続としてのアンケートの位置づけについて、アンケートにより市民の意

見を求めることを、条例の改正を含めて検討してはどうかとご意見をいただいた。

市議会を市民参画条例の中に含めるかどうかについては、答えを出すまでにもう少し時間を要すると思っている。自治基本条例の中で議会は含まれており、議会の役割として、市民の意見をしっかりと把握し、かつ情報を共有していくということは、行政と同じである。そういう意味では、市民参画条例の中に議会を含めるべきという意見も分からなくはない。ただ、議会には議会のプロセスがある。我々はあくまでも行政における附属機関であって、市民参画条例は行政を縛るものと理解をしており、軽率に判断すべきではないと思っている。

いずれにしても、条例そのものの見直しについては、様々なご意見をいただきながら、参画のあり方の多様性に応じた仕組みを考えていかなければいけないと思う。今回の答申でも触れようと思う。

（松本委員）

自治基本条例では、基本的に主語は「市」となっており、これには議会が含まれる。ところが市民参画条例では「市長等」となっている。根本的なところから誤っている。市民参画条例は、そもそも誤ったプロセスを経て制定された条例であり、改正しなければならないのは明らかである。当然議会を無視して、改正内容を勝手に決めるわけにはいかないので、議会とのすり合わせは必要である。

自治基本条例の検討委員会では、正副議長にも出席してもらい、条例に盛り込むべき事項について議会で検討し提案して欲しいと要請した。それを受けて、議会において「市議会のあるべき姿」「市議会議員のあるべき姿」という素晴らしい文書をまとめられ、その内容が、実際に自治基本条例の８条、９条として盛り込まれている。

議会のことなので、指一本触れられないという発想は間違いである。だから、少なくとも、議会も含めて市民参画の手続をしっかり行わなければならないという旨の発信はする必要がある。そのための材料をこの推進会議が提案をしていく必要がある。そこを避けて通るということであれば、この会議の存在意義が問われるのではないか。

（田端会長）

大変貴重な意見だと思っている。自治基本条例の策定過程で、議会の意見を聴いていたことは知らなかった。いずれにしても、場合によっては議員とも懇談をしながら、法的な課題や市民参画条例制定時の考え方などを検証したい。事務局にいろいろとお願いする必要があるが、議員の方とも懇談をさせていただきながら考えていきたい。ただ、来年度への引き継ぎという形で、少し延ばしたい。慎重に審議しないといけない部分であるので、ご了解いただきたい。

ここまで５～６年間積み残してきた市民参画手続の実施状況について、様々な意見を賜り、検証させていただいた。課題もいくつか出ており、新たな参画方法も含めた今後の推進ということで、条例改正も含めたご提案もいただいたところである。この点について、事務局の

方で取りまとめをしていただきたい。市民参画条例の検討については、積み残し課題はあるが、今年度内に一度区切りをつけたい。自治基本条例についても議論をしなければならないので、新年度からは自治基本条例についても議論したい。

（松本委員）

問題点を次年度に積み残すのであれば、この市民参画推進会議は何をしていたのかということになる。結局議論できたのは、ジェンダー平等に関するテーマの部分だけになってしまう。それだと趣旨が違うのではないか。

議論の進め方として次回までに整理していただきたいことが三点ある。一つ目は、委員の任期中に条例改正を検討すること。二つ目に、条例改正という形ではなく、運用の改善、あるいは付帯意見をつけるというような形で、実質的に現行の運用を変えていくことを検討すること。三つ目に、今後の検討課題を整理し、検討する作業の手順等を提案すること。

条文改正、運用改善、検討課題という、三つのフレーズに、これまで出てきた意見などを整理し直して、そのことが妥当かどうかを議論した上で次のテーマに進まないと、議論をしてきたものがうやむやに終わってしまう。会長の話を聞いていたら、いろいろと意見が出たので市民参画条例の話はこれで終わりにして、自治基本条例の検証に移ろうという気配を感じたが、それはおかしい。

（田端会長）

私が申し上げたのは、参画のあり方の多様化に対して、条例改正の条文まで書くことについては２ヶ月間では難しいと思うので、それに関する提案をするということである。

それから運用の改善はもう既に何度も出てきているので、答申書の中でまとめていきたい。

あと２回ほど会議を設定いただき答申をまとめていきたいが、いかがか。

（多数の委員）

よい。

（松本委員）

この推進会議は任期が２年である。この２年間で市民参画条例の見直しと自治基本条例の検証をやるということだから、自治基本条例の作業に入るのは年度が変わってからやればいいと思う。まずは、市民参画条例の検証結果について、来年度にずれ込んでも結論を出すのが任務ではないか。次年度というのは何を指しているのか。

（田端会長）

先ほど申し上げたように、あと２回ほど会議を実施し、答申を完成させる。答申の中には運用の改善について松本委員から細かくご意見いただいたので、そうしたことを挙げていく。

条例に関しては、参画の多様性についての必要性についても答申に書かなければならない。
　今回先送りするのは、議会との関わりである。これは繰り返しになるが、法的な裏づけ、それから議員との話し合いが必要であり、とても今年度内に終わらないだろうから来年度に先送りする。そして、来年度からは自治基本条例の検証に取り掛かると申し上げており、松本委員がおっしゃっていることと差異がないと思っている。
　繰り返しになるが、答申は出したい。皆様お忙しい時期になるかもしれないが、１月から３月の間にあと２回ほど会議を実施し、その中で最終的に答申をまとめていきたい。よろしくお願いする。

（２）意見公募手続の結果について

（事務局　中島課長）
　※資料２に基づき、説明

（田端会長）
　かなり工夫をされて、様々な当事者から意見を聴取されたということである。今 52 件全て整理した資料を事務局より出してもらったが、これについて意見はあるか。

（小田委員）
　意見はどういう公開の仕方をされるのか。

（中島課長）
　パブリックコメントの実施結果として、ホームページに掲載する。また、本日の報告の後に、この会議の資料としてもホームページで公表する。

（松本委員）
　提出のあった全ての意見が一つひとつ出ているという認識でよいか。

（中島課長）
　よい。

３　会長総括

（田端会長）
　本日は様々なご意見をいただき感謝申し上げる。私としては参画と協働を一体で考えていかないといけないと思っている。弘本委員からも、協働の中で培われている行政との信頼関係性について的確な意見があった。その反面、「少し密着しすぎではないか」という意見もあ

るかもしれない。だからこそ、パブリックコメント、アンケート、市民会議など多様な参画方法を使って、バランスを取っていかなくてはいけないと思った。

特にこれから情報化において様々な技術が進んでいくと、我々が想定をしていなかったものが出てくる。例えば、今加古川市ではカメラを街中において、市民がどれくらいにこやかな表情をしているのかを感知し、市民の満足度を把握しようということを考えている。様々な情報技術を使って、市民の意見や参画の考え方を取り入れていくことは、これからもっと出てくるだろう。賛否両論あろうかと思うが、そういったことを考えていくと、この審議会の役割は本当に重要だと思う。さらに申し上げると、常に我々も新しいあり方をアップデートしていかなくてはいけない。

事務局においては、出た意見をまとめるのは大変と思うが、お願いする。

（松本委員）

先ほど次回までに必要な作業を３つに区分した。

まず、条例改正の検討、運用の改善検討、それぞれについて具体的にどうしていくのかをこれまで出た議論や提案を含めて整備するという作業がある。

もう一つは、私は書面により再質問をしている。この質問についての明確な回答を出してほしい。本日はほとんど事務局が答弁する時間がなかったが、次回の会議の開催日より前までに、質問に対してきちんした回答をいただきたい。

（田端会長）

事務局もマンパワーの限界がある。これから議会も始まるので、今まず私がお願いしたいのは今日の議論をまとめることである。松本委員の再質問に対する回答だが、すぐに回答できるものもあるが、調べないとなかなか難しいものがある。

（松本委員）

「回答できない」ならその理由も示してくれればそれでいい。それも回答の１つとして受け止める。

（田端会長）

事務局としてはどうお考えか。

（堂上室長）

質問の段階と現状の取り組み状況というところとの時間差があり、かみ合ってない部分もあるかと思う。その辺りも精査をし、全てが明確に答えられるかわからないが、できる範囲で次回の会議までに回答しようと思う。

（松本委員）
次回の開催日前に出してほしい。それを見て再質問したい。

（田端会長）
事務局も了解はしている。事務局には可能な範囲でお願いしたい。

３　閉会